

令和 2 年度における 2 級審判員資格の更新、新規取得及びジュニア審判員からの切り替えについては、次のとおりとします。

2 級審判員資格の更新、新規取得及びジュニア審判員資格から 2 級審判員資格への切り替えを希望しながら、新型コロナウイルス感染症対策のため、支部が所定の検定会及び研修会を開催できない場合に限って下記のとおりとする。

① 新規の中学生ジュニア審判員（中学からソフトテニス始める生徒）の認定

令和 2 年度の会員登録を行い、ジュニア審判員の資格取得申請をした者については資格を認定する。

② ジュニア審判員から 2 級審判員への切り替え

令和 2 年度の会員登録を行い、2 級審判員への切り替え申請をした者については認定する。

③ 新規の 2 級審判員資格の認定（高校からソフトテニス始める生徒も含む）

令和 2 年度の会員登録を行い、2 級審判員の資格取得申請をした者については資格を認定する。

④ 2 級審判員の更新

令和 2 年度の会員登録を行っている者で、2 級審判員資格の更新申請をした者は資格の更新を認める。

上記①～④はいずれも令和 2 年度内に検定会または研修会が開催される場合は必ず受講すること。

また、「申請をした者」とは公認審判員規程細則別表 3 に示す認定料を納付した者のことをいう。